

兵庫県保険医協会 尼崎支部 審査・指導問題学習会 ご案内

保険医のため審査・指導・監査対策 ～突合・縦覧点検にもふれて～(医科対象)

兵庫県保険医協会 尼崎支部

厚生労働省は 2010 年 4 月より、国保と基金の競争と統合、レセプト審査率と手数料の連動など審査支払業務の見直し・効率化をすすめています。また、電子請求の義務化に伴うコンピューターチェック体制の整備により、医療機関と薬局のレセプトを突き合わせる「突合点検」、同一患者・同一医療機関の 6 ヶ月分のレセプトを並べて点検する「縦覧点検」が実施されました。一方、指導は行政手続法に則った任意の協力により行われる行政指導、監査は行政の質問検査権等による行政処分を伴うものと明確に区別されていますが、現状は指導でも自主返還の強要や患者調査など監査まがいの指導が行われています。

今回の学習会では、突合・縦覧点検について、個別指導での指摘事項および返還項目、カルテ記載上の留意点など、審査・指導・監査の現状と問題点について解説します。審査、指導問題にご関心のある先生はぜひご参加ください。スタッフの方の参加も可能です。

日 時 12 月 22 日(土) 午後 2 時～

会 場 尼崎市中小企業センター 502 研修室

TEL:06-6488-9501 (阪神尼崎駅より徒歩 5 分)

講 師 尼崎支部長・協会審査対策副部長 八木 秀満 先生

参加費 無料

《学習会の主な内容》

- ・コンピュータ審査の問題点 ～「突合点検」「縦覧点検」とは？
- ・個別指導における指摘事項と指導対策 ～個別指導心得 10 か条
- ・日常のカルテ記載の留意点 ～指導内容の記載がなければ返還！
- ・集団的個別指導の問題点 ～高点数の医療機関は悪？

お問い合わせは、協会事務局 長澤・荒川・石本・有本まで 電話 078-393-1805

審査・指導問題学習会に出席します FAX 078-393-1802

医療機関名 () () 人

代表者ご氏名 () FAX ()

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

339 号

2012 年 12 月 15 日付

〒 660-0055 尼崎市稲葉元町 2 - 11 - 10 ハ木クリニック内
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011

医療と福祉を考える会

安心感を与えながら寄り添おう



講演する勝谷先生

12 月 6 日、尼崎支部では第 86 回「医療と福祉を考える会」を、ハーティホールで開催した。「認知症の基礎知識について」をテーマに勝谷医院院長の勝谷友宏先生が講演をし、医師・看護師やケアマネージャーなど 51 人が参加した。

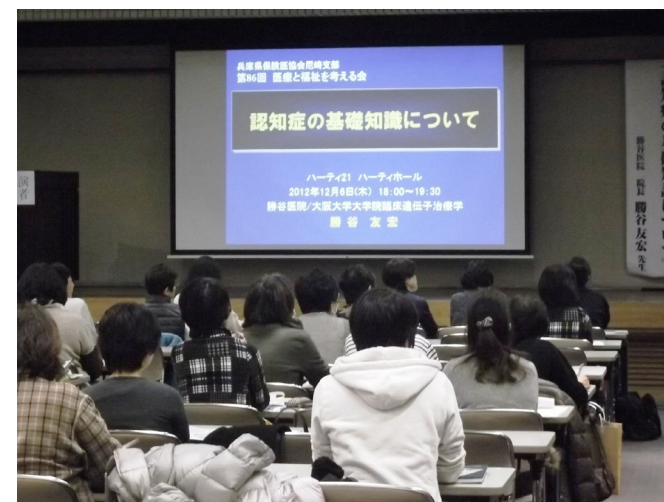
勝谷先生は、認知症の症状として、記憶障害、失認、妄想などをあげ、診断の留意点や類似する症状について解説。

介護の心がけとして、同じ事を何度も言う、人柄が変わる、徘徊をするといった症状で本人も周りの家族も大変な思いをすることがあるが、安心させる、否定しない、ペースを合わせる、出来ることを出来るだけさせるという事が

大切であるとしたほか、「物を盗られた」といった妄想の症状が出たときには、いきなり否定するのではなく、共感したり、一緒に探し、解決しようとしていることをきちんと示し、安心感を与えることが重要であることを、実際の患者の例をあげながらアドバイスをした。

また、手先を動かすなど頭を使う作業、他人と接すること、適度な運動を行うなど、認知症になりにくい生活を送ることも重要であると説明。

最後に、尼崎でも認知症相談を受け付ける医療機関が増えていることから、まずは地域包括支援センターへ相談するよう呼びかけた。



真剣に講演を聞く参加者

尼崎自治体キャラバン

国保、介護保険、防災対策など要望



「介護保険料を天引きしないで」と訴え

料の問題とともに、「高齢者の暮らしも考え保険料を年金から天引きしないでほしい」と要望。市は「年金制度の問題であるとし、制度維持のために仕方ない。国が何らかの財政措置をとれば考える」と述べた。また、介護認定者に対する「障害者控除」認定が申請主義になっていることについて、西宮では申請書を介護認定者に一律に送付していることや、尼崎では申請者が少ないことも示し、市民サービスの一環として一律発行すべきことを要望した。

生活保護について、参加した病院のケースワーカーから「保護申請を受理する前に扶養義務の書類を書かせるのは違法ではないか。この間一律の対応だ」と追求。市は「扶養調査は国の通知があるが、扶養届を出さないことで申請を受理しないことはない。事実があれば注意する。扶養届は保護申請の要件には入っていないが違法とは思っていない」とした。「まず申請書を受理することが法的に決められている。遵守すべきだ」と強調した。

災害対策では、障害者の福祉避難所設置の進捗状況について確認。市は、「理念はあるが具体化されていない。町内会等での調整がつかず指定できない。地域の人たち関係団体との懇談をすすめる」とした。ケースワーカーからは、「今年、計画停電が言われた際、在宅で医療器具を利用している人からも不安が広がった。ケアマネと連携できておればよいが、市や関電からも対策の指示を出してほしかった。災害があった時、まずどうするのかという点も加味すべきでは」と意見が出された。

また、県立塚口病院跡地利用について市としての積極的意見を求めたが、「医師会からも意見が出されている。病院機能を残してほしいという署名の意義も踏まえ検討する」に止まった。

社保協としては、今後も様々な問題について市と意見交換をしていきたい。

尼崎社保協では、11 月 27 日に県の自治体キャラバンの一環として尼崎市と懇談を行い、社保協側 13 名、尼崎市会職員 15 名が参加した。事前に回答いただいた、「社会保障施策についての要望書」50 項目の中から、国民健康保険、介護保険、生活保護、子育て支援、障害者施策、災害対策、県立病院跡地問題の 16 項目を重点に懇談した。

介護保険では、高すぎる保険

・尼崎アスベスト訴訟控訴審

いのちと健康を尊重する公平、公正な判決を求める 10 万筆要請署名にご協力を

・ 8 月 7 日、神戸地裁は原告 1 人についてクボタの責任を認め、損害賠償を命じましたが、
・ もう 1 人の原告については石綿粉じんが原因である可能性を否定できないとしながら、住
・ 宅までの距離などを理由に賠償を認めませんでした。また、国については危険性を認識し
・ ながらも使用を促進する政策をとっていたにも関わらず、責任を不問にしました。原告は
・ 控訴し、大阪高裁に舞台が移されました。

・ アスベストを吸い込んで、20 ～ 50 年経過して発症する中皮腫や肺がんの相談が今も増
・ えています。国と企業の責任を明確にすることが、被害者の救済と今後も予想される新た
・ な被害拡大の防止に不可欠です。協会尼崎支部も参加する「アスベスト被害からいのちと
・ 健康を守る尼崎の会」は、大阪高裁あてに 10 万人を目標にした「公平、公正な判決を求
・ める署名」に取り組みます。皆様のご協力をお願いいたします。

・ アスベストの会総会にもぜひご参加ください

・ アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会 第 8 回総会

・ 日時 1 月 26 日 (土) 午後 2 時～ 4 時 (※日程が変更になっております)

・ 会場 尼崎労働福祉会館中ホール

・ ☆判決内容と控訴理由の学習を中心に行います

・ 署名用紙などお問い合わせは尼崎支部担当事務局石本まで

・ TEL 078-393-1809/Fax078-393-1802

第 467 回幹事会だより

11 月 16 日 (金) 於 阪急武庫之荘「オックス」 参加 : 6 人

○ 尼崎支部の会員数と組織率

11/15 現在 医科 383 人、歯科 137 人

○ 医療をめぐる情勢と運動対策

アスベスト訴訟、衆議院選挙などについて意見交換した。

○ 当面の支部活動

12 月 22 日 (土) 「保険医のための審査・指導・監査対策」を開催予定。(4 面参照)

○ 次回の幹事会

12 月 14 日 (金) 20 時から阪急塚口「竹葉」で開催。

お問い合わせは TEL 078-393-1805 長澤まで